2) ガバナンス部門

常 凱(教授・労働法)

2012 年度に続き、私は北海道大学大学院法学研究科の教授、そして高等法政教育研究センターの研究員として、主に「集団的労使紛争と政府の規制」について研究してきた。主な研究内容は、次のとおりである。

学術会議を企画し、開催した。

4月9日、オーストラリアのメルボルンにて開催された「国際労働雇用関係学会アジア大会」に出席した。この会議において中国労働関係フォーラムを設立したが、この論題は初めて現れたものである。

また、鈴木賢教授と共に日中労働法国際シンポジウム「日中における労働関係の変容と 労働法の役割」を主催した。この会議では、日中両国における労使関係と労働法関係の専 門家を招聘し、労使関係と労働立法の特徴と趨勢、集団的労使関係に関する法規制、就職 と雇用に関する法律問題、労働者の利益保障に関する諸問題という4つの議題を中心に展 開してきた。この会議には、約40人の労使関係と労働法分野の専門家が参加したが、こ れは本議題について日本で開催された初めてのシンポジウムである。会議は大きな成果を 収めた。

新聞のインタピュー

2013年6月22日、『朝日新聞』は「中国 労働者の権利は」という題名で、私に関する独占インタビューの内容を掲載した。そのインタビューでは、特に不公平な富の分配、経済発展の犠牲に甘んじない新世代の問題、及び、如何に働く者の本当の声と訴求を反映すべきか等の問題をめぐって、中国における労働問題の現状と特徴を深く分析した。

この一年間、私は北大で講義を行い、自分の研究を進めると共に、高等研センターが企画した他の学術活動にも積極的に参加し、しかも博士課程の学生に対する指導を通じて大きな成果を収めた。特に、北大の法学教育の特徴を理解したうえで、中国の法学教育と比較し、多くの有益な示唆を得ることができた。

中国・人民大学労働人事学院教授。当研究科招聘教授として 2012 年 10 月から 2013 年 9 月まで当センター所属。